

論文

明治初期、筑摩県の教育行政 — 教育県としての長野県の系譜 —

木村 晴壽

The Educational Administration
of the Now Defunct “Chikuma Prefecture” of the Early Meiji Era

KIMURA Haruhisa

要 旨

本論は、明治初期に開始された地方制度改革の過程で信州に設置された筑摩県を素材に、その教育行政のあり方を仔細に検討した。筑摩県は地方行政区として4年余り存続しただけの県ではあったが、その教育行政は独特であり、短期間に着々と小学校の設立が進んだだけでなく、学制施行直後の当時としては驚異的な高就学率をも達成した。これらの実績を評価した文部省は、官民ともに県全体が学制の主旨に沿った教育の充実を実現しているとして、筑摩県を賞賛した。迅速な学校設置や高就学率を実現するため筑摩県では、後に県の一部となる伊那県の時代から県の長官を務める人物が先頭に立って教育行政を牽引し、精勤賞や不就学補助金等の実効性ある施策を実施していた。さらには、長官である権令自ら県内の小学校を巡回して就学を督励するなど、むしろ特異ともいえる姿勢で教育行政と取り組んでいた。その最中、地方統治の完成を目指す政府が断行した府県統合策によって筑摩県は、発足から4年余りで旧長野県と統合された。筑摩県が消滅した後、統合長野県の教育行政からは、徐々に筑摩県色が失われていったが、就学率を含めた教育水準は、それなりに維持された。

キーワード

廃藩置県 府県統合 学制 就学率 地方制度改革

目 次

はじめに

I. 筑摩県の成立

II. 筑摩県の教育行政

III. 統合長野県の教育行政

結びに代えて

注

文献

はじめに

本論は、明治初期の信州で、とりわけ信州南部6県と飛騨高山県を統合して成立した筑摩県で、学制発布後の教育行政がどのように展開したのかを明らかにすること、および、筑摩県と旧長野県(第二次長野県)が合併して成立した統合長野県(第三次長野県)での教育行政がどのように形成されていったかの見通しを得ることを目的としている。

もとより、明治初期の地方教育行政がどのように展開したかの問題は、政府による地方統治機構の整備という問題と無関係ではない。特に信州では両者が密接な関係にある。初期の教育行政としては波頭部分に位置していた旧筑摩県にあたる南部地域は、北部の旧長野県の合併による教育施策の後退を恐れ、統合長野県へ数々の要望を出していたにもかかわらず、結局は、それらの要望が貫徹することはなかった。府県統合を進め地方の行財政を効率化し、上意下達を基本とした中央集権化の進展は、地域ごとの事情を反映した行政上の裁量を地方から奪う過程でもあったからである。筑摩県と旧長野県の統合は、教育行政というよりも、県政全般にわたる深刻な南北住民の対立へとつながったが、本論では、南北の政治対立が表面化する以前の時期を検討対象としているため、政治対立のなかでの教育行政という観点からの検討はない。

府県統合は、廃藩置県直後の302県から72県への再編(明治4=1871年の第一次府県統合)、そして、すでに59まで減っていた県の数を一挙に35に削減した県区画大改定(明治9年の第二次府県統合)の二つが大きな画期をなしている。これら府県統合の間の4年余り、信州には長野県とともに筑摩県が設置されており、筑摩県の教育行政の展開過程を検討することは、教育を柱に据えた筑摩県が「教育立県」と称された内実をどのように整えたかを明らかにするに止まらず、当時

の中央政府と地方行政の緊張関係を理解する一助にもなる。

本論が対象とする期間は、その前後の時期を含めても10年足らずに過ぎないが、それにもかかわらず、府県統合、殊に第二次府県統合が教育行政も含め長野県政に与えた影響は極めて大きく、その経過を跡づけることには十分な意義がある。

I. 筑摩県の成立

1. 初期の地方制度改革

1) 府藩県三治制

未だ改元さえ行われていない慶應4年閏4月12日、維新政府は太政官布告「維新ノ趣旨ヲ体シ各藩ノ政務ヲ改革セシム」を、さらに閏4月21日にはやはり太政官から「政体書」を布告して地方制度改革に着手した。維新政府側の西郷隆盛と幕府側の勝海舟による無血開城の合意にもとづいて、幕府が江戸城を明け渡した後、維新政府軍が入城したのが4月11日だから、そのわずか1ヶ月後には早くも維新政府が新たな地方整備に乗り出したことになる^{註1}。

地方制度に限って言えば、これらの布告を通じ維新政府は、全国を府・藩・県の三種類に分類することとした。いわゆる府藩県三治の制である。三治制にもとづき当初は、幕府直轄領・皇室領・佐幕諸藩の領地を接收して9府・22県を置くという措置になっており、それ以外の各藩は基本的にそのまま存続することとなった。つまり、接收地は基本的に県となり、政府直轄地になったのである。

府藩県のうち政府の直轄地となった府県には、旧幕府領の没収という側面とともに他面では、その後の地方行政を展望し、試行的に全国に広げてゆくべき地方制度の土台を築くという役割が課せられていた。その点は、例えば慶應4年8

月に太政官が京都府の地方規則を全国の府藩県に頒布して意見を求めたこと(大島[1994]p.4)、あるいは、同年12月に布告した「藩治職制」で

「執政参与ノ外兵刑民事及庶務ノ職制其藩主ノ所定ト雖モ大凡府県簡易ノ制ニ準ジ一致ノ理ヲ明ニスベシ」(『法令全書』明治元年、第二十一)、

すなわち、各藩の行政・司法全般は藩主の管轄すべきことではあるが、基本的には各府県で統一されるべきである、と述べていることから明らかであろう。

政府直轄となった府県をそのように位置づける一方、「藩治職制」に透けて見えるように、基本的には独自性を温存した各藩に対しても中央政府としての介入・干渉を開始していたのであり、遅かれ早かれ各藩を中央政府の下で地方官制化する意図は明白だった。

明治2(1869)年6月の版籍奉還は、各藩の独自性を奪うという意味で、政府にとっては大きな意味を持った。一方では旧藩主を知藩事に任命しその世襲化や華族授爵というアメを与えながら、他方では、旧藩主である知藩事の家禄を旧藩実収石高の10分の1と定め、知藩事の家計を藩財政から分離することで、藩主と藩士の主従関係に楔を打ち込んだのである。

なお、「政体書」によって府藩県三治制を開始した後、佐幕・朝敵と見なされた藩に対する削封処分が絶えず実施されたため府藩県数は頻繁に変動し^{注2}、明治2年正月に10府23県277藩、同年末に3府46県271藩、明治3年末に3府43県256藩となり、明治4年には3府40県261藩となって廃藩置県を迎えた。

2) 政府の財政赤字と収奪強化

確たる財政基盤を持たない維新政府は、全国石高約3,000万石のうち800万石の直轄府県からの貢租収入で全国的施策を遂行しなければならなかったから、当然のことながら、巨額の財政赤

字を抱え込まざるを得なかった。この赤字財政を埋め合わせるため慶應4年閏4月に発行されたのが不換紙幣としての太政官札(金札)であり、廃藩置県前の政府総収入のほぼ半分を占めていた。

しかし、不換紙幣であることに加え発行元の政府に十分な信用がないとあって、太政官札は三都以外ではなかなか流通せず、しかも額面を大きく下回る価値での流通だった。やむなく政府は明治元(9月から元号は明治となる)年12月には太政官札の時価通用を公認し、太政官札120両=正金100両という公定相場を定めることとなった(『明治大正財政史』[1939]p.32)。政府の財政事情を好転させるにはほど遠い太政官札流通の状況に、新たな財政責任者となった大隈重信は明治2年5月に太政官布告を発し、近い将来の太政官札と正金との兌換を保証したうえで時価通用を禁止する措置を講じた。この布告により太政官札の発行は停止されたが、問題は、すでに発行済みの太政官札が三都以外ではなかなか流通していないことだったから大隈は、その流通を三都から全国へ広げる政策を実施した。すなわち、太政官札を石高に応じて府藩県に割り当て、同額の正金を上納させる方策を講じたのである。三都から吸い上げられた太政官札が、政府の手で府藩県へ無理矢理に送り込まれたことになる。こうして、明治2年末から同3年にかけて太政官札は、正金とほぼ同じ価格で全国的に流通するようになった。

太政官札の発行が明治2年5月で停止された以上、政府からすれば、直轄府県からの貢租収入が唯一の収入源であり、収入増のためには直轄府県での貢租賦課を徹底する他ないのが実情だった。各地の実態を熟知する民部省は、直轄府県に対する乱暴な収奪を避けつつ民心を安定させようとの姿勢をとっていたが、ひたすら財政収入の増加を目指し、府県からの貢租増徴を実現したい大蔵省は、強硬姿勢を崩さなかった。そ

の結果、政府は直轄府県での激しい抵抗、つまり農民一揆の頻発に悩まされることになる。

2. 府藩県三治制と信州

1) 伊那県の設置

幕末時点で信州にあった藩の数は、他国藩の飛び地も含めて14^{注3}、その石高合計は約60万石だった。それ以外に13ヵ所の旗本領(旗本知行所)で合計約4万石、諏訪大社領や善光寺領など4つの寺社領で約4千石、これに將軍家直轄領約14万石を加えて信州全体の総石高は約79万石に達した。簡略化して言えば、信州の75%が各藩の所領、20%が旗本領を含めた幕府領、これにわずかの寺社領が加わっている、というのが行政上から見た近世の信州の姿だった。この状態が、こののち信州で展開する地方制度改革の前提となる。

近世期の信州には旗本知行所を含めて幕府領がかなりあったから、維新政府が府藩県三治制を敷いたとき、接収されたこれら旧幕府領と、存続各藩に属さない他の領地とが統合され、新たに伊那県が設置されたのである(県庁を上伊那郡飯島町に置いたので「伊那」県となった)^{注4}。旧幕府勢力の全所領をひとつの県としたのだから、当然、伊那県の県域は切れ切れに散在し、信州の北端から南端にまで飛び地として広範囲に広がっていた。自主的に廃藩を申し出た藩領などを吸収したその総石高は、約32万石という大藩レベルに達していた。三治制を通じ、信州全土の総石高約79万石の約4割を占める伊那県が成立する一方、当時の信州にあった14の藩はすべて存続した。

2) 伊那県商社事件

維新政府は、極端な財政難を補う目的で慶應4(1868)年5月に不換紙幣の太政官札を発行し、諸藩へ石高1万石当たり1万両を貸し付けたが、それ以降、通貨政策は目まぐるしく変わり、太政官

札をめぐる施策も二転三転した。明治2年になると政府は、思うように流通しない太政官札の通用を拡大しようと、府藩県に対し石高に応じて太政官札を下付し、それと引き替えに正金を上納するよう布達した。石高が32万石にも達していた伊那県には6万両の太政官札が割り当てられ、同額の正金上納が課せられたのである。

折から日本各地で贋金が大量に流通し経済混乱を来しており(宮武[1941]p.174)、信州でも民衆の通貨不信が高まるなか、伊那県が自力で6万両もの正金を調達することは不可能だった。そのため伊那県は、県下の有力な商人に正金調達を依頼し、それを受けて県下豪農商数十人が正金調達を目的とした商社を設立した。ここでは詳細な経緯を省かざるを得ないが^{注5}、この商社が正金調達の過程でかなりの贋金を抱え込み、その穴埋めのために、政府が禁じていた外国商社からの資金借り入れに踏み切ってしまった。明治3年になってそれが発覚し、遂には、「贋金引替方専断ノ取計」(『長野県史』[1989]p.48)をしたかどで県知事が罷免され、関係県官7名が処分されるという事件(伊那県商社事件)へと発展した。

3) 最初の「長野県」が成立(中野県から「長野県」へ)

伊那県商社問題が表面化した明治3年、民部省は官員を伊那県に派遣し問題処理とともに、租税の確保にもあたらせた。県内視察を終えた民部省官員は、問題処理の一環として次のような趣旨の分県伺いを提出するに至った。すなわち、伊那県は南北長大に過ぎ意思疎通に欠けているので、和田峠に続く山脈を堺に2県に分割し「中野県」(県庁は旧中野代官所陣屋)を新設したい、との趣旨だった。現石収納期が迫っているため至急の下知を得たいとの求めに応じ、すぐさま分県の要請は認可され、伊那県の総石高約32万石のうち16万石を引き継ぐ中野県が分置された。明治3年9月のことである。

分県を機に中野県はもとより伊那県でも体制の整備が図られ、事実上の長官である大参事に中野県は高石和道、伊那県は永山盛輝(後の筑摩県権令)が任命された。

太政官札をめぐる政府の通貨政策が朝令暮改的に目まぐるしく変わることによって経済は著しく混乱し、特に贋二分金の大量流通が商人や住民に大きな経済的損失を与えていた。信州でも、太政官札発行に端を発する贋金問題への住民の不信は極に達しており、二分金の不通用が農民一揆の要求項目に掲げられるほどだった。信州でのこうした農民一揆は県であれ藩であれ各地で連鎖的に起こっており^{註6}、明治3年12月には松代藩の一揆に触発されるかたちで、成立間もない中野県でも一揆が発生した。一揆勢は中野町の主だった商家を焼き払い、街場を火の海にしたと言われる。実はその過程で、中野県庁も焼き打ちされ門番が殺害されるという事件まで起きている(中野騒動)。

こうした事情を背景にたまたまその2ヶ月後の明治4年2月、一時的に松代藩に預けられていた旧善光寺領が中野県に組み入れられることになった。それを契機に中野県の権知事が、県庁を中野町から長野村の善光寺町に移し、同時に県名を長野県へ改称したい旨を政府へ申請し、まず県庁移転が認められた。中野県から長野県への改称はやや遅れて、明治4年6月の太政官布告によって正式に発令されている。廃藩置県が断行されるまで残すところ、わずか1ヶ月足らずの時期だった。

最初の「長野県」は、こうして伊那県の北側半分を引き継いだ、やはり切れ切れに拡散した飛び地からなっており、その後に設置される2番目・3番目の「長野県」とは全く異なる領域の「長野県」だった。

3. 第一次府県統合へ

1) 廃藩置県の断行

維新政府は「政体書」の発布によって中央政府が諸藩の上位に位置することを明確に示した後^{註7}、明治元(1868)年10月に「藩治職制」を布告して以降、各藩を地方官制の一環に位置づけるための具体的な措置を講じ始めた^{註8}。そのうえで翌明治2年、薩長土肥4藩主を含む262名の藩主に対し、版籍奉還の奏請を聴許する天皇の沙汰書が下付され、藩は天皇を頂点とする行政機構のなかに正式に位置づけられることとなった。いわゆる版籍奉還である。

藩主は改めて政府により知藩事に任命され、前述のように知藩事の家計と藩財政も明確に区別された。さらに、藩主以外の身分をすべて士族に統一し、彼らの俸禄を藩財政からの現米支給とする禄制改革を断行することで、士族の俸給は藩主からではなく藩機構から支給される方式が整えられたのである。すなわち、藩主と家臣の主従関係を否定し、知藩事(旧藩主)の地方長官化を進めたことになる。

こうした逐次的な措置を講じたうえで政府は、明治4(1871)年7月、藩体制に終止符を打つ廃藩置県を断行した^{註9}。藩が廃止され県が置かれ、それまでの政府直轄地である府県をあわせて、3府302県が設置されたが、廃藩置県直後の府県は、「藩」が「県」に変わり、藩知事(旧藩主)が解任されて在京を命じられたこと以外は、実は大きな変更点はなかった。

2) 3府72県へ(第一次府県統合)

しかし、この3府302県については廃藩置県当初から統廃合が課題として意識されており、政府首脳は早くから、旧大藩の分割や旧小藩の統合等を検討していた(松尾[2001]pp.402-412)。廃藩置県の直後から大蔵大輔として財政の舵取りを担っていた井上馨は、やはり財政の最高責

任者として大蔵卿を務める大久保利通に、

「府県之制度一日も早く出来不申候而は月給之処も大属杯之処も種々有之候而混雑歟と存候、何れ明日は必出省候而委曲可申上候」
(立教大学日本史研究室[1965]明治4年9月7日付書簡)

との書簡を送っており、ここには、3府302県体制下での府県が抱える行財政上の混乱を問題視する財政責任者としての見方が示されている。

こうした首脳の意を受けて大蔵省は、早くも明治4年9月初旬に、3府302県を一挙に3府73県とする府県区画案を作成した。

この大蔵省案の特徴は、概して旧大藩を温存したこと、すなわち、鹿児島・熊本・和歌山・広島など旧大藩の県域にはほとんど変更がないことである。例外は、旧山口藩領などを三田尻県と豊浦県に分割、旧高知藩領を高知県と中村県に分けた点だけである。大蔵省案の第二の特徴は、古代からの国制をベースとし、大雑把には一国一県となるように区画を設定していることである。その例外は比較的関東に多く、旧武蔵国が東京府・岩槻県・川越県に分かれ、逆に神奈川県は旧武蔵・相模にまたがり、小田原県は旧伊豆・相模にまたがって県域が設定された。久留里県・土浦県・栃木県も、複数国に及ぶ県域となっていた。

この大蔵省案には各方面から様々な意見書が出されたようで、それらの意見にもとづいた修正を加えた後、同年10月から順次、改正区画が発表されていった。いま大蔵省原案と修正後の府県区画との相違点を列記すれば表1のごとくである。大まかには、県名の変更と、わずか3例だが県域の変更があり、最終的に大蔵省原案の3府73県とは若干異なる内容で、3府72県となる区画改定になっていた。こうして全国は3府72県へと再編され、府県レベルでの地方制度改革が大きく動き出したのである。府県統合は、この数年

後の明治9年にも実施されており、それと区別するために明治4年の府県統合を一般的には、第一次府県統合としている。なお、県名と県域の変更については、統合長野県の成立と県政運営という観点からすれば、その後の大きな政治問題の起点となっているが、本論の主旨からはやや離れるためここでは深く立ち入らない^{注10}。

4. 筑摩県の成立

1) 廃藩置県と信州

慶應4年に維新政府が府藩県三治制により地方制度改革を開始したとき、信州には14の藩が存在していた。具体的には、松代・飯山・須坂・椎谷(越後椎谷藩の飛び地)・上田・小諸・岩村田・竜岡・松本・高島・高遠・飯田・高須(美濃高須藩の飛び地)・尾張(尾張藩の飛び地)の14藩であり、三治制に移行したときこれらすべての藩はそのまま存続した。したがって三治制が敷かれた当初の信州は、旧幕府領を接収して成立した伊那県と14藩という行政区画で構成されていたことになる。その後、明治2年に高須藩が尾張藩に併合され、さらに明治4年には竜岡藩が廃藩上表文を太政官へ差し出し自ら廃藩に踏み切った(『長野県史』[1989]pp.74-76)。竜岡藩の自主的廃藩は明治4年の6月というから廃藩置県の前月、まさにその直前のことだった。

こうして廃藩置県の直前に信州に存在した12藩すべてが、明治4年7月の廃藩置県により地方行政区としての県となった。これに、すでに「県」として置かれていた長野県(中野県から改称)・伊那県の2県を加えて、信州は14県体制へと移行したのである。

2) 信州での第一次府県統合(2番目の「長野県」と筑摩県の誕生)

しかし、単なる藩から県への移行は、政府による地方制度改革のほんの序幕に過ぎず、廃藩置

県から数ヶ月後、明治4年のうちに全国が3府72県へ再編成されたことはすでに記述したとおりである。この措置にともない信州には、北信7県(松代・飯山・須坂・上田・小諸・岩村田・椎谷の諸県)が旧長野県に併合された長野県(2番目の「長野県」と、南信6県(松本・高島・高遠・飯田・尾張・伊那の諸県)および飛騨の高山県を統合した筑摩県が置かれ、信州には北部と南部に分かれて2県が設けられたのである。長野県の県庁は水内郡長野村(現長野市)に置かれ、筑摩県県庁は旧松本県庁(松本市)をそのまま県庁とした。

信州の第一次府県統合は表1に見られるように、大蔵省原案を変更したケースに該当する。信州の場合、2県それぞれの県域については大蔵省原案と実施区画は全く一致しているが、両県とも

表1 大蔵省原案と発令区画の相違点

原案県名	発令県名	変更内容
福山県	深津県	藩名→郡名
松江県	島根県	藩名→郡名
高松県	香川県	藩名→郡名
松本県	筑摩県	藩名→郡名
上田県	長野県	藩名→地名
高崎県	群馬県	藩名→郡名
磐城平県	平 県	通称→藩名
土浦県	新治県	藩名→郡名
岡崎県	額田県	藩名→郡名
甲府県	山梨県	地名→郡名
富山県	新川県	藩名→郡名
小田原県	足柄県	藩名→郡名
川越県	入間県	藩名→郡名
岩槻県	埼玉県	藩名→郡名
久留里県	木更津県	藩名→地名
佐倉県	印旛県	藩名→郡名
府中県	三潁県	地名→郡名
津山県	北条県	地名→郡名
彦根県	大津県・長浜県	藩名→地名
三田尻県・豊浦県	山口県	村名・藩名→藩名
高知県・中村県	高知県	藩名・地名→藩名

典拠：『太上類典』(2-95,5)

に変更されたのは県名だった。

前述のように、大蔵省原案は基本的には大久保・井上の大蔵首脳の基本方針を受けて作成されており、井上から大久保への書簡に見られるように、府県区画案に関する限り、強力な中央集権と徹底した旧体制の否定という色彩は薄く、むしろ各府県の行財政上の機能強化に主眼があったと考えてよい。旧藩時代のまとまりを保ったまま反政府色を前面に出す県が少ない状況に直面しながらも、地方制度改革の前提となる府県の行財政能力の基盤を整えるという、実質的な措置を急いだのだろう。

この大蔵原案に対し、例えば太政官左院の意見書では、

「奥羽従前七ヶ国ニ有之候処、今般大蔵省ノ見込ニテハ一県ニ分割相成、小県ヲ廢シ大県ヲ存セシ如ク相見ユルニ付、願クハ他日一州一政庁ノ御制ニ相成候様仕度、因テ七ヶ国ヲ一州ト見做シ秋田県ノ如キハ羽後県ト見故シ其外未タ州名無之処ハ新ニ州名御定有之候テ一県ト致シ候方可然、外分割ノ儀ハ異論無之」(『太政類典』2-95、5)

と述べられていた。すなわち、一国一県の県域を旨とする点では大蔵省案と同じ考え方を示しつつ、県名についても古代国制を強く意識した意見を提示している。

また、明治6年に地誌課が府県統合問題に関して作成した上申書には、

「各府県分置ノ制ハ兼テ上陳仕候通一県ニテ数州ヲ括シ数郡ニ跨カルノ地アリ、或ハ一州ヲ数分シ一郡ヲ兩属スルノ地アリ、犬牙錯雜不都合少ナカラス(中略)、依テ謹按仕候処熊谷県ハ入間埼玉兩県合併シ上野全国ヲ以テ群馬県ヲ置キ下野一國ヲ橡木県ニ隸シ二総安房ヲ千葉県ニ隸シ新治茨木ヲ併セテ常陸

ヲ管セシメハ自カラ一州一県ノ形ニ相成リ
疆域モ従前ニ治ヒ施政却テ簡易ノ術ヲ得可
申歟、尤州県革制ノ儀ハ既ニ建言ノ次第モ有
之御取舍ヲ俟チ候ヘトモ向後県治等分併ノ
御評議有之候節ハ私トモヘ一応御下問被下
候様仕度此段奉申上候也」(『太上類典』2-95、
17)

と記されており、ここでも一国一県への強いこ
だわりが吐露されていた。概して政府部内には
一国一県を支持する意見が多かったことがわか
る。

また、県名についても、明治4年に第一次府県
統合を実施した直後から、以下のように県名
の変更を願う府県が続出していた(以下の出
典はすべて『太政類典』2-95)。

「当県名旧称ノ儘ニ有之候テハ固陋ノ人情旧

弊ノ儀ニ可有之ニ付郡名ヲ以テ磐前県ト改
称候様被成下度此段奉願候」(平県)、

「人目一新ノ折柄福井県名足羽県ト致改唱度」
(福井県)、

「仙台ノ旧称被用候ニ付兎角人心旧習ヲ離脱
兼情実モ有之候間郡名ヲ取テ宮城県ト御改
称相成度」(仙台県)、

「諸県改置御盛挙ノ際ニ当リ依然幕府代官所
タル大津ノ名号ヲ因襲罷在候テハ徒ニ名実
相反スルノミナラズ元来愚民ノ固著敗レ兼
自然開化ノ進歩ニ障碍不少」(大津県)、

「従前奢侈ノ旧習一時洗滌不致テハ愚民ノ方
向ヲ転ゼシムル事甚ダ難シ」(金沢県)、

「宇和島ノ如キハ元来僻遠ノ地方ニシテ旧名
ヲ其儘相用候テハ自然部内ノ人民其旧号ニ
依シ随テ陋染ノ面目ヲ改メザルノミナラズ
一斉ノ事務施設ノ上ニ於テ多少不都合」(宇
和島県)

表2 県名変更の内容(廃藩置県後1年間)

変更年月日	変更内容	備 考
明治4年9/23	弘前県→青森県	藩名→地名
11/6	姫路県→飾磨県	藩名→地名
11/14	二本松県→福島県	藩名→地名
11/29	平県→磐前県	藩名→郡名
12/13	一関県→水沢県	藩名→地名
12/20	福井県→足羽県	藩名→地名
明治5年1/8	盛岡県→岩手県	藩名→郡名
1/8	仙台県→宮城県	藩名→郡名
1/19	大津県→滋賀県	地名→郡名
2/2	金沢県→石川県	藩名→郡名
2/9	松山県→石鉄県	藩名→山名(石鉄山)
2/27	長浜県→犬上県	地名→郡名
3/17	安濃津県→三重県	郡名→郡名(県庁移転)
4/2	名古屋県→愛知県	藩名→郡名
5/29	伊万里県→佐賀県	地名→藩名(県庁移転)
6/5	深津県→小田県	郡名→郡名(県庁移転)
6/14	熊本県→白川県	藩名→川名(県庁移転、明治9年に熊本県)
6/23	宇和島県→神山県	藩名→山名(山名の俗称)

典拠：『太上類典』(2-95,5)

と、中央政府の意向というよりは地方長官の側から県名変更を要請するケースが多く、その結果、廃藩置県後1年間で表2のような県名変更が行われた^{注10}。

多くは、旧藩名使用から郡名を用いた県名に変更されている。松本県の場合は、大蔵原案の旧藩名から郡名へと変更されたが、その一方で上田県の県名変更は、旧藩名から県庁所在地の地名への変更であった。当時の各府県に見られた全体的な傾向として、できるだけ旧藩名を避けようとの意図があるなか、他県でも地名へ変更したケースがあったとはいえ、上田県が郡名ではなく地名に変更された理由は、現段階では判然としない^{注11}。

以上、これまで述べてきたような経過をたどり、信州に長野県と筑摩県が誕生したのである。

II. 筑摩県の教育行政

1. 教育政策の開始

1) 学制の発布

明治4(1871)年7月の廃藩置県により、曲がりなりにも中央集権国家への第一歩を踏み出した明治政権は、これ以降、近代国家に生まれ変わるための政策を矢継ぎ早に実施する。

明治政府による近代化政策は、殖産興業など政治経済分野はもとより、国民の日常生活に関わる電信・鉄道の開通や太陽暦の採用等、文明開化の諸政策を含めて多岐にわたった。政府の基盤形成に関わる大改革の廃藩置県・秩禄処分・地租改正・徴兵制と並んで、近代化政策の代表格と目されるのが学制であろう^{注12}。

明治政府は明治5(1872)年8月、わが国初の教育法規である学制を発布した。学制は一般的には、フランスの教育制度を基本としながらアメリカの教育思想を加味して制定されたと考えられており^{注13}、その重要な柱のひとつは国民皆学

制度すなわち義務教育制、とりわけ小学校のそれだった。学制の序文には、

「人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり、高上の学に至ては其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事」(明治5年8月3日文部省布達第十三・十四号)

と書き込まれ、男女の区別なく子弟に小学校教育受けさせることは父兄の義務であり、子弟を小学校へ通わせないのは父兄の落ち度であることを明確にした。

学制では、全国を8つの大学区に分け、大学区の中に中学区、中学区の中に小学区を設け、それぞれ学校数の基準を示していたが、学制の施行に際し政府は、小学校の設立・普及を優先する方針を明確にした。この点は、学制制定時に文部省が太政官に提出した文書の「学制着手順序」にも示されている。そこでは、将来の事情を考慮し、学制発布後ただちに着手すべき実施の順序として第一項に

「厚クカヲ小学校ニ可用事」

とあり、まずもって小学校の普及充実に努めるべきことを強調している。やや長文となるが、小学校優先の考え方を明確に陳べているので、以下に引用する。すなわち、

「夫レ人ノ学業始メアルニ非サレハ善ク終リアル鮮シタトヘハ高キニ登ルカ如シ若初段ヲ不経マサニイツクヨリユカントスサレハ老成ノ練熟ハ少壮ノ研業ニアリ壯盛ノ進達ハ幼時ノ習学ニ基ク是文明ノ各国ニ於テ小学ノ設盛大隆壮ナルユエンナリ皇邦従来ノ風凡ソ人八九歳若シクハ十二三歳ヲ過ク尚学問ノ何物タルヲ不弁漸ク長スルニ及ンテ

其営生二汲汲タリトイヘトモ素ヨリ天然ノ良智ヲ其以テ可進達ノ時ニ棄テシメタルヲ以テ志行賤劣求ムル所モ亦随テ得事不能流離落魄自ラ活スル不能者不可勝数タマタマ学フモノハ之ヲ其可学ノ時不学ヲ以テ其基礎已ニ不立タトヘハ無櫓舟ノ如シ至ル所繋留シ其学遂ニ上達スル不能コト多シ然ハ則世ノ文明ヲ期シ人ノ才芸ヲ待ツ之ヲ小学ノ教ノ能ク広普完整スルニ求ムルニアルノミ故ニカヲ小学ニ用ユルコト当今着手第一ノ務トス」(『法令全書』明治5年)

るのだと。政府は小学校の充実を優先し、その卒業者が誕生する時期を待って漸次、中等教育機関の整備に努めようとの方針を表明していたのである。事実、このような文部省の方針を反映し、明治9(1876)年時点でも、設立された中学校は全国でわずか18校を数えるのみだった。大学に至っては明治10年に漸く東京大学1校が設置されるに止まったのである。

小学校の義務教育制とともに学制が示した教育制度のもう一つの柱は、教育費の地域住民負担である。学制では第89章に、教育費を定額で文部省が負担するとの原則を述べながらも、

「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス」

との但書きを設け、学校の経費は地方住民の負担、すなわち受益者負担が本来の姿だとして、教育に関わる費用の自主自弁が基本方針として示されていた。やはり学制の序文では、

「従来沿襲の弊学問は士人以上の事とし国家の為にすと唱ふるを以て学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ざる事と思ひ一生を自棄するもの少

からず是皆惑へるの甚しきもの也」

として、学費等を官に依存する姿勢を戒めてもいた。「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」という高尚な理念を掲げていたにもかかわらず、そのための財源はほとんど用意されていなかった。そのため、学制は自主自発による教育、すなわち自弁を原則とし、地域住民に新たな負担を押しつけるかたちでの出発を余儀なくされたのである^{注14}。

教育費をどのように負担するかについて政府は当初から、府県への委託金(=補助金)について検討を進めていたが、結局は委託金の条項について結論を得ることができずこの条文を確定しないまま学制を公布したごとくである(『学制百年史 記述編』p.6)。学制を実施するための国庫補助金すなわち府県への委託金は、学制発布後の11月になって漸くその金額が決定され、文部省は明治6年1月に、これを交付する条件として中学区・小学区の設定と学区取締の設置を府県に要求している。この委託金交付の条件が確定したことを契機に、多くの府県は漸くこの頃から学制の実施に着手したのであり、この点には留意しておく必要がある。

2) 学制と地方教育行政

前述のごとく、学制は大学区・中学区・小学区という3種類の学区を規定し、それぞれに設置すべき学校の数まで指定していた。しかし、文部省の方針に沿って小学校教育の普及が優先された結果、大学教育・中学教育に関する施策はほとんど実施されなかった。しかも、中学区・小学区の学区を具体的にどのように設定するかは、地方の状況により地方長官が適宜定めることとされていたため、実情としては府県が地方教育行政の最高単位であった。したがって、小学区の設定について言えば、実際に小学校を設置するための区画として小学区を設定したケース、

戸籍区から一般行政区となった大区・小区を基礎に小学区を設定したケース、郡や町をベースとして小学区を設定したケース、あるいは実際の学校設立とは無関係に単に形式的に小学区を設定したケースなどがあり、府県ごとに大きく異なっていた(『学制百年史 記述編』p.137)。

その最大の原因は、文部省が明治6年1月に、国庫補助金である委託金を交付する条件として中学区・小学区の設定と学区取締の設置を求めたことにある。各府県が学区を定め学区取締を置いたのは明治6年4月以降であり、委託金を受けるため兎にも角にも小学区を設定した、というのが実情だった。

そしてさらに根本的な問題は、学制が学校の設立維持の経費を地方住民の負担、すなわち「民費」によることを原則としたことにあった。義務教育であるにもかかわらず、授業料の徴収を前提に、小学校で月額50銭(または1等25銭)という当時としては高額の授業料を定めざるを得なかった。これは、とうてい当時の一般住民が負担できる額ではなく、実際には概ね1銭～3銭程度の徴収が普通で、貧困家庭の児童は無料の場合も多かった(『学制百年史 記述編』pp.137-138)。当然の帰結として、どの地域でも、学区内での賦課金(学区内集金)と学区内での寄附金を小学校経費の主要財源とする他なかったのである。表3によって明治6年時点の学校費歳入内訳

表3 公学費歳入内訳

	実額(円)	(%)
生徒授業料	121,953	6%
寄附献金	370,532	19%
学区内集金	838,319	43%
委託金	244,525	13%
諸金利子	103,791	5%
諸入金	259,979	13%
合計	1,939,099	

出典:『日本帝国文部省年報 第一』

1) 銭以下は四捨五入したため原史料の数値とは若干相違する。

をみれば、文部省からの委託金は全体の13%を占めるのみで、学区内での賦課金と寄附が半分以上を占めている。生徒からの授業料に至ってはわずか6%のウェイトに過ぎず、地域住民に負担が重くのしかかっていたことは容易に想像できる。

学制発布時には未確定だった国庫負担金としての委託金に関し文部省は、明治5年11月、文部省布達により生徒一人当たり9厘とする基準を発表した。この基準にもとづいて文部省は、筑摩県約4,947円(長野県4,213円)と定めたが、表3の数字と比較すれば明らかのように、学校設立を促すにはほど遠い額でしかなかった。

以上のように、学制にもとづく教育行政は、実態として各府県に大きく依存して実施されざるを得なかった。そのことは一方では、実施される施策が府県ごとに大きく異なる状況を生み、他方で各府県の裁量が教育行政のありかたに大きく影響する余地を残すこととなった。すなわち、地方長官の教育観や考え方が地域ごとに教育行政の運営に少なからず反映する状況を生み出していたのである^{注15}。

3) 地方長官の地位

では当時、地方長官は地方行政運営にどの程度の影響力を持っていたのだろうか。

「県治条例」では権令の職務について^{注16}、

「県内ノ人民ヲ教育保護シ条例布告ヲ遵奉施行シ租税ヲ収メ賦役ヲ督シ賞刑ヲ判ジ非常ノ事アレバ鎮台分営ヘ稟議シ便宜処分スルヲ掌ル」(『法令全書』明治4年、太政官p.420)

と書かれており、この内容について伊藤博文は、明治4年7月に大隈重信・井上馨に宛てた意見書で次のように述べている。すなわち、

「知事ノ職掌ハ其府県内ノ訴訟ヲ聴キ貧富

盛衰ヲ洞察シ人民戸籍ヲ明亮ニシ、総テ其地方ニ付テノ法則ヲ偏頗ナク取設ケ、且ツ政府ノ法令人民中ニ行ハルルヤ否、法律ノ不良ナルヲ以テ人民ヲ害スル事アリヤ否、或ハ人民ノ風俗善美ナラザルヲ以テ法律ニ忤ル事アリヤ否ヲ推知シ、常ニ下情ニ通ジ其状実ヲ政府ニ報告シ、又政府ノ命ヲ人民ニ伝ヘテ之ヲ守ラシムルヲ以テ主職トナスベシ」(「井上馨文書」657-10)

と。つまり地方長官は、管轄府県の行政官・裁判官であり収税官であり警察官でもあるだけでなく、政府のイデオロギーを人民に諭す啓蒙者・指導者でもあり立法官でもある、というのである。伊藤の意見は明快で、地方長官は管轄する府県に関する限りはオールラウンダーであるべきだ、との主張である。この伊藤の述べるところを、地方長官にはそれだけの権限があるとするか、そのような責務を負っていると見るかによって、地方長官の影響力に対する評価は大きく変わってくるが、当時の官僚機構と官制を見る限り機構上では、あくまでも地方長官は中央政府の完璧なコントロール下に置かれていたことに疑いの余地はない。この時期、各府県が政治・経済・社会の広い分野にわたって提起した布達案や行政措置案が悉く太政官に宛てて稟議・具申されており、それらの許可・修正・却下が、太政官の重要な任務であった一事からも、そのことは明らかである。しかし、それにもかかわらず、厳しい規制下でありながらも、当時の地方長官はかなりの自由裁量の余地を持っていた、とするのが一般的な理解である^{注17}。

その根拠としてここでは二つの点を指摘しておきたい。第一は、法制度の展開という観点からすれば、明治前期にあたる当時において一般的な法令はそれほど成立しておらず、行政の全般にわたり太政官をはじめとする中央官庁からの指示にもとづいて運営される実態があったこ

とがあげられる。つまり、地方行政の運営全般にわたって、明文化された規定のある場合が少なかったのであり、そのために地方長官の裁量の余地がかなり残された、と言える。第二に、まだまだ維新期としての混乱が続いていた時期であり、それぞれの地域に独自の強固な慣習・慣例が存続し、中央政府としても地域の実情を尊重して一定の規則等を制定することを府県に許さざるを得なかった、という事情がある。実際にこの時期、地方長官が、中央から出された法令に関し地域の実情に合わせて具体化する施行令を発したり、法令の規定に依ることができない場合にその隙間を埋めるための、いわば地方法令を発することがしばしばあった。したがって、この時期に多発される地方法令には地方長官の個性や考え方が反映しており、形式や内容は極めて多様だった^{注18}。

明治初期の地方長官は、中央政府が示す大きな方針の枠組みの範囲内ではあっても、政策の実施過程で各自の特色を十分に発揮していたのであり、それは教育行政についても例外ではなかった。

2. 筑摩県の教育行政

1) 伊那県の教育行政

明治5年8月に学制が発布されたとき、信州には、北部諸県を統合した長野県と、南信諸県と伊那県が合併した筑摩県が置かれていた。このとき筑摩県の地方長官は、薩摩藩士から官僚へ転身した永山盛輝で、格付は参事だった。その後、永山は明治6年3月に権令へ昇進し、明治8年11月まで筑摩県長官の地位にあった。

永山盛輝と信州との接点は、明治3年6月に遡る。府藩県三治制により成立した伊那県でいわゆる商社事件が表面化した明治3年、民部省から官員が派遣されてほぼ1ヶ月にわたり県内を調査し、遂に伊那県の分割を要請する報告が本省

に提出された。このとき民部省から伊那県へ派遣された官員のひとりが実は、永山であり、その履歴書には明治3年6月に民部省から派遣されて伊那県出仕となった旨が記載されている。同年10月には、知事欠員のまま永山が伊那県大参事に任命され、筑摩県の成立と同時にその参事に就任した。その後は、権令に昇進しつつ筑摩県の長官を明治8年まで務め新潟権令に転任し、元老院議員や貴族院の勅選議員を歴任した。したがって永山は、筑摩県が成立する以前の伊那県時代から実質的な地方長官として信州、とりわけ後に筑摩県として成立する南信一帯の行政を担っていたことになる。

そこでまず、筑摩県が成立する以前、伊那県での教育行政がどのように展開していたのかを確認しておきたい。

伊那県最初の郷学校(後の小学校)は、地域住民の発議にもとづき更級郡今里村に設けられた日新館である。全国初の郷学校は沼津に設けられたと言われ^{注19}、続いて京都上京第二七番組小学校が明治2年5月21、日新館はその十数日後という早い時期の設立だった。伊那県内では日新館に次いで、同年10月に飯島町の民家に「学問所」が設けられこれが後に、制度の変化とともに仮学校、県学、郷学校、小学、小学校へと移行していった。飯島町の「学問所」は伊那県の設置からほぼ半年を経た明治2年3月、飯島町等の有力者7名が県庁に招集され、学校設立に関する意見を求められたことに始まる。学制発布を遡ること3年余りの明治2年2月、維新政府は各府県に対し施政方針を示した「府県施政順序」を通達し、「小学校ヲ設ル事」を指示しており(『学制百二十年史』p.13)、それを受けての動きだったと思われる。政府の教育行政はその後、新設の民部省に引き継がれ、明治3年には「郷学校」を建設する準備を各県に命ずる太政官達が発せられており、伊那県でもこうした教育行政の推移に応じて学校設立が図られていったのである。

さらに伊那県内では、明治3年に伊那郡小野村で「時習館」が設立され、学制施行後の小野学校の前身となっている。また、明治4年9月には筑摩郡塩尻村に「修踐社」が設けられ、以後、以上の4校は伊那県そして筑摩県の教育行政上に位置づけられてゆく。

永山長官が伊那県に着任した直後の明治3年8月に伊那県は、「仮小学所取建てにつき伊那県達」という布達を發した。内容は、

「小学所取建度旨願出候ニ付聞届之上当県官印之内鳴門汀を教導並取締方申付当町庄福寺を仮小学所ニ相用ひ候条 有志之もの士農工商之差別なく修業いたし度もの者往返又ハ入寮いたし候儀勝手次第たるへく 尤謝礼並ニ小学所入用とも決而差出ニ不及」(『長野県教育史』[1972]p.568)

として、住民有志による「小学所」の設置を認め、謝礼その他の費用は必要ないので身分の差別なく入学するよう促している。身分差別のない学校教育という政府の教育方針を早々に体现する布達であり、永山長官の傾向がよく現れている。この「小学所」が飯島町で明治2年に設けられた「学問所」と同一であるか否かは判然としないが、学校の設立を奨励し、県がそれを強力にバックアップしていこうとの姿勢が当初から県政に色濃く反映していたことがうかがえるよう。

次いで明治4年から伊那県は小学校世話役を任命し始め、小学校設立に向けた本格的な動きを始めたが、その成果は伊那県を含む南信地域を統合した筑摩県の施策として表れることになる。

2) 筑摩県の学校設立過程

a) 教育施策の先取り

明治4年11月に発足した筑摩県の初代長官(参事)永山盛輝は、県庁(旧松本藩庁)を開庁するや

否や、県下支庁に次のように命じた。

「学校之儀兼而申達置候通り追而一定之御規則被 仰出候迄ハ官費を不仰有志之者ヲ募り設施之儀御達有之候ニ付此上更ニ設施之方法早々巨細見込申立可有之此段申入候也

壬申正月八日

追而開校之儀ハ先取計置本文之趣早々可被申立事」(『長野県教育史』[1972]p.323)

と。すなわち、官費に依存せず有志金による学校設立計画を立案するよう求めたのである。

さらに同年2月、筑摩県は「学校創立告諭書」・「学校入費金差出し方取計らい振り」を布達した。このうち「学校創立告諭書」は、次のように筑摩県の方針を宣言していた。すなわち、

「国家ノ富強ヲ謀ルハ人民ノ智力ヲ磨励スルニ有之候得共僻地ニ至リ候テハ従前学校ノ設ケ等十分行ハレ兼候ヨリ雄飛ノ才徳ヲ存スル者モ若クハ池中ノ物ト相成候義モ可有之ト憂慮ニ不堪候間今般管内各処ニ学校ヲ創立シ臣民一致勉強ノ力ヲ尽シ他ニ率先シテ報国ノ実ヲ顕サシメント 宜シク有志ノ者ハ力ヲ積ミ財ヲ出シ早く学校ヲシテ盛大ニ到ラシメンコトヲ偏ニ期望スル所ナリ

壬申二月廿日」(『長野県教育史』[1972]pp.606-607)

と。県内隅々まで学校を設立するとの決意と同時に、「他ニ率先シテ報国ノ実ヲ顕」すことを求め、教育立県の構想を鮮明にしているのである。まさに「教育権令」(『長野県教育史』[1978]p.270)との異名をとった永山長官の面目躍如たる宣言だった。

この告諭書に付された「学校入費金差出し方取計らい振り」には加入金(学校資金)の取扱いについての指示が記されていたが、実はその指

示が出される前に安曇・筑摩両郡では、学校資金について管内2万両の積立金を目標とすること、そのうち7千両は旧松本藩で幕末から実施していた永続金をあて、残り1万3千両を、旧塩尻治下3千両・松本町3千両・旧松本治下7千両の割合で拠出することが定められていた(『長野県教育史』第一巻総説編一 p.234)。しかも、明治5年4月付の「学校加入金簿差出しにつき筑摩県達」では、4月5日時点ですでにこれら2郡が総額1万3,700両の学校資金を集めていたというのである。このような財政的裏づけがあったからであろうか、選任した43人の学校世話人に対し筑摩県は同月、以下のような学校設立の計画を諮問している。曰く、

「一 県学ハ一処全久院ニ置也 郷校ケ所ハ十ヶ所ノ積リ 是ハ地理ヲ暗シ安曇筑摩両郡ノ内可然処ヲ申立ヘシ」(『長野県教育史』[1972]pp.615-616)

と。県学を松本の全久院に設置し、安曇・筑摩両郡に合計10ヶ所の郷学校を設置する計画だと述べており、筑摩県では県学校を学校設立の事始めあるいは一里塚と位置づけ、そこから学校設立の動きを周辺へ広げていく計画だったことがわかる。この設立計画案に関しては、県と学校世話役との間で若干の遣り取りはあったが、間髪を入れず筑摩県は県学開校の村触れを出すという迅速な動きを見せた。

学制が発布されてから1ヶ月ほど後の明治5年9月、筑摩県は管内全域に学制の序文と条文を布達した。このこと自体は、基本的にすべての府県で実施されたことであり、長野県でも同様の布達を実施しているが、ここで指摘すべきは、筑摩県の場合、「学問普及の為申諭し書」という序文の逐次意識文を作成して管内全域に頒布したことであろう。学制を解釈して一般に配布し、広くその教育の趣旨を徹底させようとした地域

は他にもある。たとえば山梨県において出版した『学制解説』という小冊子などは学制の各字句を解説したものであるし、多くの府県において、学制に基づく学校施設を実施するに当たって就学の告諭を發し、近代学校の考え方を講述し、すべての人が学校教育を受けるべきものであることを説いている(『学制百年史 記述編』p.125)。しかしながら、学制の序文を逐条訳述した筑摩県のような例は見当たらない。

以上のような極めて迅速かつ丁寧な動きの結果、筑摩県の学校設立作業は驚くべきスピードで進捗したようであり、学制発布時にはすでに28の小校が設立されていた。薩摩藩出身で大蔵・民部両省の施策に精通していた永山権令が中央政府の意を体して、指令をむしろ先取りしつつ教育行政上の施策を進めた結果であろう。筑摩県の学校設立は、明治5年11月には58校^{註20}、明治6年2月に78校に達した。一般的に、各県が小学校の設置を含め学制の実施に着手したのは明治6年の4月頃からだとされており(『学制百年史 記述編』p.135)、それと比較すれば、常に文部省の施策を先取りするかたちで教育行政を進めた筑摩県の突出ぶりが浮かび上がる。

b) 筑摩県の学校設立状況

以上のように、筑摩県では学制の施行にあたり、その主旨を県民に徹底することに傾注する一方、学制を先取りするかたちで進めていた学校設立をさらに継続・発展させる施策を実施した。

学制を実施するにあたり、どのような方法で学校を設立するかは各府県で区々だったが、それらの方針は概ね3つのタイプに総括することができる。ひとつは、江戸時代以来の寺子屋・私塾等を廃して新しく小学校を設置しようとするもの、2番目には、公立小学校を新設しながら寺子屋・私塾等もそのまま残し、一定の時間をかけて生徒を寺子屋等から小学校へ移すことで、徐々に旧来の教育機関を整理する計画、そして第3は、

設定された小学区にしたがって寺子屋・私塾等を併合して、そのままそれを小学校に再編しようとするもの、だった。全国的には、第3のタイプがもっとも多く、旧来の寺子屋・私塾をそっくりそのまま新設の小学校とした県もあったと言われるが、複数の寺子屋・私塾を統合して一つの小学校を設け、師匠・寺子をそのまま教師・生徒としたケースが最も多かった。

前述のように筑摩県では、学制発布前から学校設立を進めていたが、学制は、旧学廃止という基本方針に沿ってそれまで設立されていた諸学校、私塾、寺子屋等の廃止を求めていた。したがって、私学・私塾の類も開業願を出して許可されてはじめて学制による学校として公認されたのである(『長野県教育史』[1978]p.241)。例えば当時の長野県では、

「管下従来設ル所ノ学校百余所アリト雖モ、教授ノ方法善良ナラザルヲ以テ一般之ヲ廢シ」
(明治6年『日本帝国文部省年報 第一』)

たとされている。学制発布以前に設立した学校の内容が学制に相応しくないとの判断から、それらを廃止したのである。それに対し筑摩県は、学制実施以前の小校を小学校に移行する方針で教育施策を進めた結果、確定した学区をもとに小学校設立を布達した明治6年5月には、すでに100校に達しつつあった小校を新制の小学校へ移行させる方針をとった。この点、改めて小学校の設置に着手した長野県とは対照的である。もちろん学校の内容、すなわち教則についても十分な目配りをしたうえでの措置であり、小校以外の私塾・家塾は「教導方区々ニテ御趣意不相貫候ニ付一旦悉ク相廢止」(長野県庁所蔵『筑摩県布告綴』の「私塾・家塾開業願いにつき県達」)した後、学制の求める教則に準拠して願い出るよう布達していた。

筑摩県は、小学校設置に関しこのような施策

を講じることによって、早い段階から専門教育・中等教育・社会教育全般にわたって行政上の施策を展開することができたのである。松本に師範講習所(明治6年9月設置)、飯田に下稽古所(明治7年2月)、医学校も松本(明治6年7月)と飯田(明治6年8月)に開設し、教員養成と医師養成を精力的に進めた。また、中等教育についても、明治7年10月に開智学校英学科と医校英学舎を合併して英語教育の体制整備に乗り出し、明治9年8月には第十七番中学変則学校を設立した^{注21}。この変則中学校は明治12年に信州初の正則中学校、明治13年に公立松本中学校、さらに同16年には東筑摩郡管理の連合町村立中学校である東筑摩中学校へ改組された。その後は、長野県中学校松本支校、長野県松本中学校を経て、戦後の学制改革により長野県松本深志高等学校となる(『長野県教育史』[1978]p.245)。

学制施行後の学校設立をさらに加速させるため筑摩県は明治6年12月、永山盛輝権令名で「布告の趣意貫徹につき県達」を発し、次のように学校設立を督促した。すなわち、

「御布告類村吏之外末々至兎角貫徹致兼候ヨリ方今之御政体御趣意之有所ヲ不知間々ニ誤解疑惑ヲ抱クモノモ可有之 依而村々小校ニおゐて至急もの、外一ヶ月昼夜之内三度位村方便宜ヲ以会日ヲ相定戸主ハ必其他子弟ニ至ル迄差支無之輩ハ刻限無遅滞学校江参集拜聴致スヘシ (中略)速ニ末々迄貫徹ニ及候様厚尽力至急会日ヲ確定大区長迄可届出候事
附人員到着落冊ヲ仕立置官員巡回ノ節検査ヲ可請 (中略) 右之通り早々通達村々確定ノ日限取纏本月廿五日限無延遷可差出候事

明治六年十二月廿三日
筑摩県令永山盛輝」
(『長野県教育史』[1974]p.115)

と。学制の布告がなかなか県内隅々まで行きわたっておらず、布告に対する疑念を持つ者もいるため、向こう1ヶ月のうちに3回ほどは戸主だけでなくその子弟も、小校に集まって学制の趣旨をよく聴くように、と極めて具体的に指示を出すとともに、その集会開催日を決めて大区長へ申告することを求めた。ここからは、学制の趣旨を住民に浸透させようと躍起になっている権令の様子が見て取れる。さらに徹底しているのは、参加者の名簿を作成し、県庁の担当者が巡回した折に名簿の検査を受けるよう義務づけたことであり、筑摩県が強権的ともいえる手法さえも用いながら、学校の設立を急いだのである。

また、同月に出された別の布達では、学校元資金について、

「一校ノ元資必ズ千円以上ヲ以テ定額トス、現今右定額ニ充タザルモノハ今ヨリ増加スベシ。若人民貧ニシテ此上増募ス可カラザル村方ハ二村或ハ三村ヲ合セ必ズ定額ニ充シムベシ」(『長野県教育史』[1974]p.114)

として、何よりも基準額に達する資金の確保を優先することを明確に示す一方、すぐさま、「先般相達候通一校千円ヲ備ルニアラザレバ近傍合併設立之筈ニ候」と、近隣の村々が合同で学校を設立する方策も可能であることを念押ししている。

以上のような数々の硬軟取り混ぜた施策に加え、学校の設立も含め筑摩県の教育振興に大きく寄与したのは、官員巡回である。学制の主旨を浸透させるために集会を開催させ参加者名簿を「官員巡回ノ節」に検査するとの布達でも明らかのように、筑摩県では定期的な巡回が頻繁に実施されていた。しかも、永山県令自らが講習所教官らを引き連れて全県下を巡回していたのである。永山県令もその下の高木惟矩参事も関係官員とともに、明治7年以降、毎年複数回の巡

回を実施した。永山権令の明治7年の巡回に至っては60日間を費やしており、県の長官として教育行政にかかる並々ならぬ意気込みが表れている。

このように工夫を凝らした教育上の施策の効果は、明治6年の小学校設立実績として文部省年報に「537校」と記録され、翌年の年報では、

「県官学務掛ヲ派出セシメ小学区内ヲ巡検シ懇々説諭セシトコロ、恰興起鬱勃ノ際ニ値遇シ各自憤気卒然六百四校ヲ起ス」(『文部省年報 第二』明治7年)

と報告されている。いずれにしても、500～600という設立学校数はかなりの実績であり、そこに筑摩県の教育行政の成果が如実に表れていた。明治6年以降、筑摩県が精力的に学校を設立していった様子は、表4から明瞭に読み取ることができる。ここで留意しておきたいのは、筑摩県で急速に設立されていった初期の小学校が、小規模だったことである。筑摩県の小学校と全国的な状況を表4・表5によって比較すれば明らかのように、筑摩県で初期に設けられた小学校の規模は比較的小さい。学校設立の資金、あるいは学校維持のための経費等、学校資金という観点からすれば、かなり厳しい負担を住民に強いる結果になったことは想像に難くない。したがって早晚、筑摩県で設立されたこれら小学校の合

表4 筑摩県および統合長野県の学校数・児童数

	学校数(A)	児童数(B)	A/B
1873 (明治 6)	537	24,022	45
1874 (明治 7)	614	48,618	79
1875 (明治 8)	656	54,734	83
1876 (明治 9)	796(447)	85,679	111
1877 (明治 10)		80,235	
1878 (明治 11)		77,674	
1879 (明治 12)	803(436)	82,564	103

出典：『日本帝国文部省年報』

1) 明治9年以降は統合長野県の数値。

2) 学校数の()内は南部(旧筑摩県)の数値。

併・整理は日程に上らざるを得なかったのである。

3) 筑摩県の就学政策

a) 全国的な就学状況

小学校の設立には多額の経費を必要とし、前述のごとく学制では、受益者負担を明確にしておき、当初、費用の大部分を授業料でまかなう方針を文部省はとっていた。勢い授業料は、高額の設定にならざるを得なかった。学制の規定では、小学校の授業料は月額50銭を相当とし、他に25銭の1等を設けていたが、相当の授業料を納めることができない場合は戸長の証明をもとに、学区取締を経てその学校の許可を受けることになっていた。また一家で2人の子弟を学校に入れていれば、戸長の証明なしに下等の授業料を納めればよく、3人以上の時は2人以外の授業料は必要ない、としていた。しかし、学制が定める月額50銭は、当時であってはかなりの高額であり、規定通りの実施はほとんど不可能だった。少額の授業料を徴収し、特に貧しい者に対しては無料とする場合も多かった、というのが実情である(『学制百年史 記述編』pp.137-138)。

費用負担の問題と当時の全般的な生活水準、就学についての考え方が相まって、学制の実施に際しては学校の設立だけでなく、学齢児童を就学させることも重要な課題となっていた。

学制では、「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」と格調高く宣言されてはい

表5 小学校数と児童数(明治6年～12年)

	学校数(A)	児童数(B)	A/B
1873 (明治 6)	12,558	1,145,802	91.2
1874 (明治 7)	20,017	1,714,768	85.7
1875 (明治 8)	24,303	1,928,152	79.3
1876 (明治 9)	24,947	2,067,801	82.9
1877 (明治 10)	25,459	2,162,962	85.0
1878 (明治 11)	26,584	2,273,224	85.5
1879 (明治 12)	28,025	2,315,070	82.6

出典：『日本帝国文部省年報』

でも、一般的には、庶民にとって学校での教育はほとんど必要がないものと考えられており、政府が目指す近代教育と当時の民衆の意識との間には大きな乖離があった。経済事情に加え、根強いこのような教育観が立ちはだかるなか、児童の就学をいかに実現するかは極めて困難な仕事だったが、年を経るごとに就学児童数自体は増加した。学制施行から教育令公布までの全国学校数・児童数を示す表5を一瞥すれば明らかなように、この間に学校数は2倍以上に増えるのに比例して就学児童数も伸びた。しかしその反面、1学校当たりの児童数は停滞あるいは低下すらしており、教育の実態として、就学率の問題が横たわっていたことを示唆している。

そこで、同期間の学齢児童就学率について全国的状况を表6に示した^{注22}。

同表から明らかなように、学制実施直後の就学率はきわめて低い。26.1%からスタートし、年々上昇してはいるが、明治8年になってもなお35.4%、小学校の数がほぼ頭打ちになる明治12年でも41.2%と、50%に届いていない。全国平均の就学率であるから、かなりの地域差が隠されていることは想像に難くないが^{注23}、就学率をいかに高めるかがこの時期の、すなわち学制下での教育行政にとって一貫した重要課題だったことに疑いの余地はない。

b) 筑摩県の就学率と施策

表6 小学校の就学率(明治6年~12年)

	就学率(%)
1873 (明治 6)	26.1
1874 (明治 7)	32.3
1875 (明治 8)	35.4
1876 (明治 9)	38.3
1877 (明治 10)	39.9
1878 (明治 11)	41.3
1879 (明治 12)	41.2

出典:『日本帝国文部省年報』

永山権令は明治6年10月、

「再三及布達候処中ニハ今以不就学及就学候者モ唯其名而已ニシテ其实登校不致向モ往々有之哉ニ相聞甚以不相濟事ニ候、(中略)区長、学区取締、正副戸長、学校世話役等一層厚ク此ニ注意シ年懇ニ可及説諭此段尚又更ニ布達候事」

と、就学している体裁をとっていても実際は通学していないケースなど就学状況に問題があるから、学校世話役をはじめ関係者が適切な対処をするよう「尚又更ニ」指示した。その一方で、農繁期の不就学を補う方策として、「万々不得止義等も有之候ハ、更ニ夜学ノ法ヲ設ケ修学可致添テ相達候事」との布達によって、農繁期には夜学を設ける等の方法で就学をはかることを勧奨した。同時に、貧しさのため就学できずにいる児童に対し授業料を免ずる、あるいは教科書を学校が貸与する方策も講じ、筑摩県は就学率をあげるために種々の手を打っていた。その結果は、驚異的な就学率の上昇とその高さとして表れることとなった。

明治6年~8年までの筑摩県を含む各府県の就学率を表7として示した。

明治6年時点で筑摩県の39.5%は全国平均を超えてはいるが、就学率が判明する46府県中の16位に位置していた。岐阜県をはじめ上位4県は50%を超えており、筑摩県は大きく水をあけられていた。さらに、明治6年の時点では、長野県が48.9%という高就学率を達成し、全国第5位の地位にあったことは注目に値する^{注24}。後述するように、この時期長野県もまた学校設立には力をいれていたが、文部省の方針を受けて学制実施以前に設置した郷学校については一旦廃止をする方針をとった。そのうえで新たに小学校を設立する方策へ切り替えたにもかかわらず、全国的にみても極めて高い水準の就学率を続けて

表7 各府県の就学率(明治6年~8年)

明治6年			明治7年			明治8年		
順位	府県	就学率(%)	順位	府県	就学率(%)	順位	府県	就学率(%)
1	岐阜県	65.4	1	筑摩県	66.4	1	筑摩県	71.6
2	飾磨県	57.7	2	飾磨県	62.8	2	東京府	62.2
3	浜松県	51.1	3	岐阜県	59.5	3	静岡県	60.2
4	東京府	50.4	4	東京府	57.8	4	奈良県	57.5
5	長野県	48.9	5	浜松県	56.4	5	岐阜県	56.0
6	兵庫県	48.9	6	静岡県	55.2	6	長野県	55.0
7	愛知県	48.5	7	長野県	54.4	7	飾磨県	53.8
8	京都府	46.6	8	奈良県	52.7	8	浜松県	53.0
9	若松県	43.1	9	京都府	51.3	9	兵庫県	51.1
10	足柄県	42.6	10	若松県	48.7	10	足柄県	49.7
11	岡山県	42.3	11	愛知県	47.0	11	栃木県	48.3
12	大阪府	42.1	12	山梨県	45.5	12	山梨県	48.2
13	茨城県	41.2	13	福島県	45.3	13	福島県	48.0
14	山梨県	40.9	14	兵庫県	44.5	14	滋賀県	47.2
15	神奈川県	39.5	15	敦賀県	44.2	15	京都府	47.0
16	筑摩県	39.5	16	茨城県	43.6	16	若松県	44.6
17	堺 県	37.8	17	堺 県	42.5	17	堺 県	44.1
18	水沢県	36.0	18	栃木県	41.9	18	磐井県	43.4
19	静岡県	35.7	19	岡山県	40.8	19	置賜県	42.7
20	敦賀県	35.5	20	神奈川県	40.2	20	大阪府	41.8
21	滋賀県	33.5	21	足柄県	39.4	21	神奈川県	40.6
22	宮城県	32.7	22	山口県	37.1	22	敦賀県	39.7
23	置賜県	31.5	23	熊谷県	36.6	23	愛知県	39.6
24	度会県	31.1	24	小田県	36.3	24	岡山県	39.5
25	小倉県	30.7	25	宮城県	35.4	25	熊谷県	39.4
26	和歌山県	30.5	26	大阪府	34.9	26	山口県	37.0
27	三重県	30.0	27	水沢県	34.9	27	茨城県	36.9
28	名東県	29.7	28	置賜県	32.4	28	埼玉県	36.2
29	熊谷県	28.3	29	島根県	31.6	29	島根県	36.2
30	千葉県	28.3	30	小倉県	30.9	30	熊本県	36.0
31	新川県	23.3	31	度会県	30.0	31	千葉県	35.8
32	栃木県	23.3	32	千葉県	29.7	32	宮崎県	35.6
33	豊岡県	22.8	33	埼玉県	29.7	33	磐前県	35.3
34	埼玉県	20.7	34	磐前県	29.6	34	宮城県	33.6
35	石川県	19.1	35	名東県	29.3	35	鳥取県	33.3
36	新潟県	18.4	36	三重県	28.3	36	浜田県	32.8
37	広島県	17.7	37	山形県	28.0	37	香川県	32.6
38	磐前県	16.9	38	和歌山県	27.9	38	豊岡県	31.2
39	島根県	15.7	39	滋賀県	27.4	39	北条県	30.9
40	三瀧県	13.5	40	広島県	27.4	40	小倉県	30.5
41	新治県	13.4	41	鳥取県	27.2	41	三重県	30.4
42	相川県	12.7	42	宮崎県	27.2	42	山形県	29.6
43	山形県	12.1	43	新川県	27.0	43	広島県	29.4
44	高知県	10.6	44	豊岡県	25.5	44	新潟県	28.0
45	青森県	8.0	45	白川県	24.8	45	度会県	27.9
46	長崎県	1.7	46	新潟県	24.6	46	福岡県	27.6
			47	大分県	24.3	47	新川県	27.5
			48	酒田県	24.2	48	大分県	26.7
			49	石川県	22.9	49	石川県	26.2
			50	新治県	21.6	50	岩手県	26.0
			51	佐賀県	20.6	51	愛媛県	24.7
			52	福岡県	19.8	52	名東県	23.1
			53	北条県	19.5	53	鶴岡県	22.2
			54	浜田県	18.9	54	高知県	22.2
			55	相川県	18.7	55	和歌山県	22.0
			56	岩手県	18.6	56	長崎県	18.2
			57	長崎県	17.1	57	秋田県	16.8
			58	高知県	14.0	58	青森県	14.8
			59	愛媛県	13.9	59	三瀧県	14.0
			60	秋田県	13.5	60	鹿児島県	13.6
			61	青森県	12.4	61	相川県	12.4
			62	三瀧県	8.0			
			63	鹿児島県	7.1			
	全国平均	26.1		全国平均	32.3		全国平均	35.4

典拠：各年の『日本帝国文部省年報』

1) 明治6年は全63府県中、奈良・小田・北条・鳥取・浜田・山口・愛媛・佐賀・白川・鹿児島・宮崎・大分・福岡・酒田・福島・秋田・岩手の17県の数値が不明。明治8年は全64県中、新治・小田・佐賀の3県の数値が不明。なお、明治8年には県の区画、県名が変更になっている。

いた。その意味では、その後の筑摩県の就学率推移こそが、むしろ例外的な急上昇と言うべきだろう。

翌明治7年になると筑摩県の就学率は一挙に66%まで跳ね上がり、全国平均値をはるかに凌駕して就学率全国第1位に躍り出る。さらに明治8年にその就学率は72%に達しており明治7年以降、筑摩県の就学状況には目を見張るものがある。この点について文部省第二年報(明治7年)では、

「現今子女ノ就学日ニ増加シ不就学ノ輩甚鮮シ。
人民ノ学校ヲ来観スルモノ毎校実ニ多ク教場ノ周囲群ヲナスニ至レリ」

と報告され、「教場ノ周囲群ヲナス」は多少誇張があるかもしれないが、女子の就学者が増加していることを指摘している。

以上のような高就学率との関連で、当時注目されたのが官員・学区取締を含めた教育行政関係者による管内巡回だった。同じく文部省第二年報には、

「旅費ヲ減ジテ巡回ノ数ヲ加ヘ人民ヲ勸奨スル至ラザルナシ、(中略)管内ヲ巡回シテ人民ヲ鼓舞シ」

と記されており、旅費を節約してまで巡回ノ回数を増やしながら就学の実をあげる努力をしていたのである。記録に残る限りでは、こうした巡回は明治6年から始まり、当初は学務掛の吏員が「学校区割ニ添テ管内触」を出した後、廻村した。特筆すべきは、明治7年には永山権令自らが巡回を実施したことである。明治7年3月22日から60日にわたり230校以上を臨検した。塩尻小学校を皮切りに諏訪郡・伊那郡の各学校を廻り、巡回先の学校で正則教授を演説させたり、学校資金への協力を熱心に説いたという(『長野県教育史』[1978]pp.233-234)。このような永山権令自

らの巡回に加え明治7年には、参事・大属らも権令とは別ルートで巡回を実施し、併せて文部省の吏員も視察に訪れた。永山権令の巡回は翌8年にも実施され、筑摩県では長官自身による巡回が定着したようで、長官が高木参事に代わってからも明治9年に高木参事が2回の巡回を実施しているのである^{注25}。明治8年以降に、筑摩県の学校数は頭打ちになりつつあり、明治7年604校、同8年656校、となり統合長野県となった同9年以降は小学校の合併により400校台へと減少する(『長野県教育史』[1978]p.332およびpp.456-457)。このような状況から見て巡回の主目的は、やはり就学促進にあったと考えるべきだろう。

教育行政に関わる県幹部の巡回と並んで、筑摩県の就学率向上に寄与したのは不就学者への就学補助だった。

学制の規定では、政府から割り当てられた委託金の使途は学区の補助と師範学校卒業教員の給料補助とされていたが、筑摩県には師範学校卒の教員はいなかったから、明治6年には、

「御省委託金四千三百十二円九十三銭六厘
半ヲ積置半ヲ以テ各小学非常ノ費用ニ充ツ」

として委託金を小学校が必要とする某かの費用に充当する方針を明確にしていた。実際に明治7年から筑摩県は、委託金の半分を不就学者の補助金として支出した^{注26}。明治7年2,157円、明治8年2,941円を「貧困ニテ書籍器械等弁兼候ヨリ、心ナラズ上校モ延引」せざるを得ない不就学者への補助金に充当した記録が残されている(『長野県教育史』[1972]p.401)。

以上のような特異ともいえる教育行政の展開が、短期間での学校設立と高就学の達成につながっており、筑摩県が教育県と見なされる大きな要因となっていた。そのことは、文部省による、

「該県ハ教育ヲ以テ県治上欠クベカラザルモ

ノトナシ、満庁悉ク之ニ与力セザルハナシ」
 (『文部省第二年報』の「督学局年報」)

との評価からも明らかである。地方としては驚異的な就学率を誇る、教育県としての筑摩県がこうして形成された。

Ⅲ. 統合長野県の教育行政

1. 第二次府県統合

1) 地方制度改革の第二段へ

大蔵・民部両省の合併・分離を経て内務省が設置された明治6(1873)年、政変により西郷・板垣・後藤・副島・江藤の5参議が政府を去った。征台論に反対の立場をとる木戸も政府を離れ、明治政府の屋台骨は揺らいでいた。独裁体制を築いた大久保に対して翌明治7年には、民選議院設立建白が突きつけられるなど、専制政治への攻撃も始まった。このような政官界での闘争だけでなく、学制・徴兵制への反発を強めた農民一揆・農民騒擾も激化し始め、大久保はこの危機への対応を迫られていた。

明治8年になると政府は、独裁路線を部分的に修正しながら漸次的に立憲政治へ移行することを表明するなどして、政治的反対勢力を取り込む一方、頻発する反政府的な運動を抑えるための讒謗律や新聞紙条例を制定した。こうした政治的思惑を背景とする政権運営は、地方統治政策にも反映された。

廃藩置県を通じて形式上、藩は消滅し、かつての藩のまとまりをそのまま保っていた県も、第一次府県統合によって拡大した県に移行したが、それでも、酒田県・静岡県・佐賀県・三瀨県をはじめ高知県・名東県・石川県・白川県・岡山県など、九州・四国地方を中心に反政府的な県、すなわち難治県は依然として残っていた。維新の戦功を自負するこれら難治県は、政府にとっては脅威

であり、もはや中央集権国家の安定を脅かす存在となっていた。政府は武力鎮圧もちらつかせながら、県庁人事を刷新するなど難治県の解消を図らねばならなくなっていた。

内務省設置後の明治8年、政府の中心人物である大久保は府県庁機構の改革に着手し、主として治安・教育・徴兵に関わる体制を充実させようとした。続発する農民騒擾への対処が急務だったからである。こうした警察行政を進めると同時に政府は、この機構改革で各府県庁に学務課を新設した。地方の教育行政を強力に推し進める意志を、政府は示したのである。

明治4年末の第一次府県統合以降、財政・行政上の自立能力を欠くと見なされた県や、地形・風俗等の民情の違いからひとつの県とするのが不適切と判断された県の区画が改定された結果、明治8年までに全国は3府59県に再編されていた。しかし、前述のごとく、依然として反政府を掲げる難治県が数多く存在する状況には変わりなく、政府は、地方統治を阻む要因となるこれら諸県を一挙に整理する策をとったのである。

2) 3府35県体制と統合長野県

政府による地方再々編は、明治9年4月からほぼ半年をかけて実施され、24県が廃止された。この時点で日本の行政区は3府35県となったのである。地方行政上のかかる大改革は、台所の苦しい政府が経費節減をはかる目的、すなわち財政的要求もさることながら、難治県の排除を主要な目的としていた。

このいわゆる第二次府県統合の過程で、信州の「長野県」(2番目の「長野県」)と筑摩県は、明治9年8月21日に統合され、3番目の長野県、すなわち現代まで続く長野県が誕生した^{注27}。

信州2県の統合に際し県庁所在地を長野町としたことが、その後信州で100年も続いた南北の対立の主要因となったが、ここではその点には立ち入らない^{注28}。

統合した長野県の県庁組織では、全6課のうち第5課が学務担当課として置かれた。統合から実質2年目にあたる明治11年の『長野県治一覽概表』では、県の歳入・収入総額238万円のうち、最大部分の国税・税外収入が118万円(50%)で、それに次ぐのが学校収支の「区内集金・授業料」30万円(13%)となっており(『長野県史』[1989]p.18)、2県体制時代と変わらず教育上の施策が重い住民負担を強いていたことを確認することができる。

2. 統合長野県成立直後の教育行政

旧長野県(2番目の「長野県」)でも、当然のことながら、学制発布以前から学校を設置する施策は進められていた。学制が実施された時点で長野県に設立されていた学校数(郷学校数)は、同時期の筑摩県と比べても遜色はない^{注29}。しかし、学制の実施段階で長野県はそれまでの郷学校を一旦廃止し、新たに小学校を設置する方針をとったため、その後の学校設立のペースは筑摩県を下回らざるを得なかったが、長野県の教育行政もまた大きな成果をあげていた。例えば、長野県の就学率は筑摩県には及ばないものの、筑摩県に次ぐ高い就学率を達成していたし、筑摩県と同様に、不就学の児童に対し文部省委託金のうちから一定額を配分したり、就学省令のため賞品を提供するなどの施策をとっていたのである。

統合後の就学率を表8によって見れば、当然のことながら、直前の長野・筑摩両県就学率のほぼ平均値となっている。統合直後の明治9年には63.2%であり、全国平均38.3%と比較すれば、それでもいかに高い就学率であるかは一目瞭然である。実は、明治9年の長野県就学率63.2%は全国38府県中第1位の地位にあり、山梨県59.1%、大阪府58.8%、東京府58.8%、滋賀県52.9%、京都府51.1%といった都市部の就学率を凌いでいた。明治10年に長野県の就学率は若干下がり60.2%

となったが、それでも大阪府の67.1%に次いで依然、全国第2位の位置にある。統合後3年目の明治11に59.6%(第4位)、4年目の明治12年に61.9%(第3位)と、一貫して就学率上位県であることに変わりない。教育令が施行された明治12年以降もほぼ60%~70%を維持し、高い就学率を維持していることがわかる。こう見てくると、統合長野県の教育水準、特に就学率は、ともに全国トップクラスの充実度を持つ両県の実績が相まって極めて良好な状態を維持したことになる。

旧長野県(2番目の「長野県」)も、全国的には高い教育水準にあったが、統合直前の教育行政はやや停滞していた。旧長野県は、戸籍区を基準に学区を編成していたにもかかわらず、実際には生徒の通学の都合を考えて学校を設置していったことから、戸籍区との関係は有名無実となっていた。そのための不都合が生じており、いずれは改善する必要があったのだが、実際には手つかずのまま、統合を迎えたのだった。

県の統合に際し、初代長野県権令に就任した榎崎寛直は、「今般合県ニ付、追テ相達シ候迄ハ事務取扱向、都テ従前ノ通可相心得旨」を布達し、しばらくはそれぞれの県が従来の規定・方法によって行政施策を進めるよう指示した。混乱を回避するのが目的だったことは言うまでもない^{注30}。

表8 統合長野県の就学率

	就学率(%)
明治9	63.2
明治10	60.2
明治11	59.6
明治12	61.9
明治13	59.9
明治14	57.4
明治15	68.1
明治16	71.5
明治17	71.6
明治18	71.6

出典：『日本帝国文部省年報』

統合によって起こった変化はまず、学校数の減少である。表5でも確認されるように、筑摩県の小学校は比較的小規模校が多かったため、学校資金の不足から合併を願い出るケースがかなりあった。その結果、明治8年の552校から明治9年には447校へと学校数が減少した(『長野県教育史』[1978]p.456。なおこの数字は、筑摩県のうち飛騨国分を除いた筑摩・安曇・諏訪・伊那の4郡が対象)。また、両県の合併に際しては住民負担の軽減措置があるかのような流言が流布され、筑摩・旧長野両県のいずれの地域でも、元資金利子を出金しないケースが相次ぐという混乱も発生した。このような状況に直面し、旧筑摩県側の南部の学校取締は、県の統合によって教育行政の方針が旧筑摩県時代と大きく変わることのないよう県当局に質しており、教育行政担当者の間でも、それなりに混乱は生じていたのである。

筑摩県の高就学率を支えた不就学児童への就学補助金をめぐる行政にも変化が見られた。筑摩県では文部省からの委託金を就学補助に充てていたが、統合長野県は、「各学校就学生徒へ分頭」を以て配分し「無謂消耗セズ」との通達を統合直後に出したことから、不就学補助はここで消滅することとなったのである。

統合長野県長官の檜崎権令は教育行政に関して、次のように布達を發した。すなわち

「各受持小学校教則校則等も都テ従前ノ通相心得、一際勉勵生徒ノ進歩ヲ要シ候様注意可致」(『長野県教育史』[1974]p.185)

と。つまり、小学校の教則や校則はすべてそれまでの方式を継続せよとの指示だった。しかし実際には、統合の翌明治10年に南北の教則が統一され、試験方法も統一されることとなった。小学校の発足から4年が経ち、上等小学校へ進む生徒が多くなったことが背景にあったごとくである(『長野県教育史』[1978]p.325)。

同じく明治10年に廃止された筑摩県の施策に、精勤生徒への精勤賞(=褒賞金)がある。この制度は旧長野県にはなく、筑摩県側が存続を強く要請していたが、統合県当局は事務上の煩雑さを理由に廃止に踏み切ったのである。

最後に、統合長野県の施策のうち筑摩県の最大の特徴だった、県幹部による小学校への巡回はどうだったろうか。

両県統合の直後、明治9年10月12日に「南部学区取締会議」が開かれた。旧筑摩県地域の学区取締が集まった会議である。そこでは、次のような内容の要請文が作成された。すなわち、

「合県ノ際浮説流言村落間ニ伝播シ忌学ノ徒之ニ乗シ或ハ新築ヲ拒ミ或ハ元資ノ利子ヲ悋ミ或ハ生徒ノ不参ヲ咎メス器々トシテ聞ヲ厭フノ勢アリ、(中略)今此流言ヲ止メ以テ学事ヲ旺盛ナラシメントナラバ専務官員ノ各校巡視在セラレ、(中略)速ニ各校巡視ノ挙アランコトヲ愚等懇願ノ至ニ堪ス」(『長野県教育史』[1974]p.336-338)

と。両県が統合した途端にデマが流れ、それに乗じて教育水準を落とす様々な行為が横行したため、一刻も早く県幹部による巡回を実施して欲しいと、かつての筑摩県学区取締らしい要請だった。しかし、この後の幹部による巡回がなされた形跡は、確認できない。

結びに代えて

以上、史料で判明する限りの事実をもとに、維新政府が府藩県三治制によって地方制度改革に乗り出して以降、第一次府県統合による筑摩・「長野」(2番目の長野県)両県の合併までの時期に、筑摩県の教育行政がどのように展開したのかを検討した。その分析から明らかとなったのは、第一に、筑摩県が成立する以前の伊那県、特に中

野県が分離されてからの伊那県時代から、教育に関する施策が着々と動き出していたこと、第二に、伊那県を含め南信諸県を統合した筑摩県が、様々な工夫を凝らしながら、小学校の設置とその就学率を向上させるための施策を実施していたこと、そして第三には何よりも、維新期からの経緯を持つ筑摩県の教育行政が、伊那県・筑摩県の長官を務めた人物の行政観念・教育観による影響を強く受けていたことである。

ほぼ4年にわたり筑摩県政を率いた永山長官の、教育行政にかける並々ならぬ熱意・姿勢については、決して歓迎しない向きもあったようで、この2年後に永山長官が新潟県へ転出するに際し『信飛新聞』は、

「我が県令永山盛輝君前ニ東京ニ御出ニナリシガ今般新潟県令ト云フ開港場エ御乗出シニナリマシタ シカシ永山公ハ御蔓ガオツルダカラ御出世 吾輩人民ハ是迄ノ御厚恩泣テモ笑テモ中々忘レハ致マセン」(『信飛新聞』第97号、明治8年11月15日)

と、永山長官への揶揄的な記事を掲載している^{注31}。ここからは、学制の趣旨を徹底して定着させようとする永山長官の執拗な姿勢に県民がやや辟易としていた様子さえうかがえる。

そのような特徴を持つ筑摩県の教育行政は、極めて迅速な学校設立と驚異的な就学率をもたらすのだが、行政区としての筑摩県は、維新期から明治期への移行過程で実施された第二次府県統合による統合長野県の成立とともに消滅した。したがって、その後の長野県の教育行政を考える場合、筑摩県で展開した教育行政と、筑摩県と「長野県」(2番目の長野県)を統合して成立する統合長野県(3番目の長野県であり現在の長野県)の教育行政が、どのように連続しているのか、あるいは連続していないのか、が問題となる。結論から言えば、教育施策の内容は連続していな

いと言う他ない。精勤賞然り、教則然り、とりわけ長官あるいは教育行政責任者による巡回が行われなくなったことは、その象徴とも言える。

本論の検討から明らかとなったように、当時の文部省が、「該県ハ教育ヲ以テ県治上欠クベカラザルモノトナシ、満庁悉ク之ニ与力セザルハナシ」と、手放しで賞賛した筑摩県の教育行政は、筑摩県行政の最高責任者である権令の個性によるところが大きく、他府県と比べれば、むしろ特異とも言える教育行政の運営を通じて驚異的な実績をあげた、とするのが的確な評価であろう。これが、教育県としての筑摩県の内実だった。

一方、筑摩県を併合した旧長野県も、全国的にみれば極めて高い教育水準を維持していたから、両県の合併で成立する統合長野県の、例えば就学率が全国的にも高いレベルにあったことは、むしろ当然である。しかし、それは必ずしも筑摩県の教育施策を引き継ぐことで実現したわけではない。むしろ統合長野県の教育行政は、文部省の方針に沿いながら、明らかに全国平準的な教育行政を志向したのであって、明治10年の『日本帝国文部省年報 第五』「学区巡視功程」は、統合長野県について次のように記した。

「方今学事頗ル整齐シ八年巡視録ニ記スル所ニ比スレハ歳月相当ノ進歩ヲ為ス者ノ如シ 県官ノ学事提抛スル亦寛ヲ主トシ絶テ強迫ノ跡ナシ」

と。その2年前の明治8年の巡視記録と比較すればかなりの進歩があると指摘している。しかも注目すべきは、県の教育担当者が学事を進めるにあたり寛容な姿勢で臨んでおり、「絶テ強迫ノ跡ナシ」として、強権的に施策を遂行した形跡はない、と記録している点である。ここで言う「八年巡視録ニ記スル所」が、筑摩県を意味するのか、旧長野県を意味するのか不明だが、統合前に教育施策の強引な実施があったことを示唆してい

る。

ここでは最後に、筑摩県の教育行政を一身に担った権令永山盛輝が新潟県権令として転出する際、『信飛新聞』(101号、明治8年12月1日付)が「雑報」で報じた記事の一部を紹介しておきたい。永山権令が松本を出立するときに教員・生徒ら多くの人々に熱烈に見送られた様子が掲載されているが、筑摩県の教育施策に関するこれまでの検討と合わせ読めば、また別の権令像が見えてこよう。

「今般新潟県令に御昇進遊ばされた永山様は先頃本県へ御出になり去月二十七日後事を高木参事様へ御委任にてその外諸官員及び区戸長副学区取締までへ御暇の御目見えあり懇々有難き仰渡しが有まして一昨廿九日いよク御発途ニ也ますと師範校や開智学校女学校南北深志学校の教員や幼少生徒衆まで陸続跡を慕ふて御見送りに出かけました是も御在県中学事ニハ格別の御引立ありし御恩の溢るゝ所でござりましやう此上ハどふか御道中ノ御無事ヲ伏て祈り居ります」

注

- 注1 明治への改元が慶応4年の9月であるため、ここでは当時の記録のまま、政体書等の布告を慶応とした。なお、慶応4年には閏月が設定されており、4月の次に閏4月があった。
- 注2 府藩県の変動については、基本的に『太上類典』の記録に依っているが、さしあたっては大島美津子『明治国家と地域社会』(岩波書店、1994年)、および宮武外骨『府藩県制史』(名取書店、1941年)を参照されたい。
- 注3 尾張藩、高須藩(美濃)、椎谷藩(越後)の飛び地があった。
- 注4 伊那県の詳しい内容については、『長野県史』通史編第七巻近代一(長野県史刊行会、1989年)pp.25-33を参照されたい。
- 注5 伊那県商社事件について詳しくは、『長野県史』通史編第七巻近代一 pp.45-48を参照されたい。
- 注6 中野県で頻発した一揆については、『長野県史』通史編第七巻近代一 pp.62-64を参照されたい。
- 注7 太政官布告第三百三十一号、いわゆる「政体書」は、慶應4年閏4月21日に制定、同27日に施行(頒布)された。「政体書」は太政官制にもとづく政府の機構を定めると同時に、地方を府藩県の3種に分かつことを規定していた。地方の行政機構については、「一 各府各藩各県皆貢士ヲ出シ議員トス」、あるいは「地方官分爲三官」として「府 知府事一人」「藩 諸侯」「県 知県事」を定めている(『法令全書』明治元年)。
- 注8 具体的な措置の内容と評価については、大島前掲書 pp.5-6参照。
- 注9 廃藩置県は政権発足当初から計画されていたものではなく、各藩の意志にもとづいて動く藩兵に替わって政府のコントロール下で活動する“天皇の軍隊”としての「御親兵」をどのように組織し、その維持費をどのように捻出するかの問題からクーデター的に、かつ薩摩・長州の2藩首脳のみで極秘裏に決行の準備がなされた。その意味で廃藩置県は決して用意周到に計画された政策ではなかった。以上、石井寛治『大系日本の歴史12』[1989] pp.204-207を参照。
- 注10 府県統合にともなう県名と県域については、長野県は極めて特異な問題を抱え込むことになり、その後、100年以上にわたるいわゆる“南北対立”の原因となっている。本論で扱う教育行政の展開とも無関係ではないが、ここでは扱わない。府県統合にともなう長野県政問題については別稿を用意しつつあるので、そちらを参照されたい。
- 注11 従来、府県名については王政復古の功のあった藩、特に大藩の県名には旧藩名を使い、朝敵藩・佐幕藩には郡名・山名・川名を使ったとする見解が通説となっていた(宮武前掲書 pp.89-97)。しかし、府県名が確定するまでの経緯を仔細に見れば、その例外がかなりあったことに気づく。ここでの検討である程度は明らかになったように、府県名については、政府の方針よりも地元府県の長官の判断が大

きく作用していたと見るべきだろう。

旧藩名の使用は維新による諸事一新という目標を妨げるとの意向が地方長官には強かったが、伊万里県から佐賀県への変更は例外的に、地方長官が旧藩名の使用を上申した。当時の留守政府内での佐賀閥優位が、佐賀藩士出身者の権令任命につながり、最終的には伊万里から佐賀への移庁と藩名使用による県名変更を生み出した、とされる。ここで注目されるのは、伊万里県の県庁所在地を伊万里から佐賀に移したいとの上申に際し権令が、伊万里は「肥前国内西隅ニ方如何ニモ偏鄙ノミナラス都テ政令ヲ施ス中央ニシテ不取扱」と、県治上の不便性を指摘していることである(以上、大島前掲書 pp.19-20参照)。

明治9年の第二次府県統合による長野・筑摩両県の合併で誕生した統合長野県の場合も明らかに県庁の北偏が問題視されており、統合直後から再三にわたる、当時の榑崎権令からの移庁要請を内務省が却下したことに対照的である。第二次府県統合直後の時期には政府内で、大隈・伊藤に支えられた大久保独裁体制が築かれており、長州藩出身の榑崎権令と中央政府との間に不利な要因はない。佐賀県のケースと大きく異なるのは、大久保内務卿のもとで進められた地方統治の一環としてこの時期に、地方長官の任期を長期化させる方策がとられたことである。明治9年7月の太政官達「県官任期例」では、本籍の在地化と任期の長期化が明確に示されていたから、現段階で指摘できるのは、内務省が県長官の居住移転をともなう県庁移転を嫌った可能性である

注12 以下、学制の発布とその内容に関しては主として、遠山茂樹[1979]pp.290-293および『学制百年史 記述編』、『学制百年史 資料編』、『学制百二十年史』に依拠した。

注13 文部省はすでに明治4年8月には教育政策の立案に着手しており、この頃から欧米の教育制度に関する文献を収集し始めている。学制は、単に特定の一国の制度のみを模範として定められたものではなく、多くの国々の教育制度を参考にしたと考えられている。学区制などの制度の概要はフランスの制度を模範としたと見られているが、それはまたオランダの制度との類似点もあり、また教育内容についてはアメリカ合衆国の影響が強いと見られるなど、学制の内容は特定の一国に由来するものではない。

注14 学制の実施にともないこの時期、重い負担に反発した住民による、いわゆる学制反対一揆が起こっているが(大島前掲書 p.43参照)、ほぼ同時期に制定された徴兵制への反対から起こる“血税一揆”と混然一体となって展開しており、一部を除きその実態解明は進んでいない。同時に、これらの一揆と地租改正反対一揆との連続性・不連続性の解明も急がれる。

注15 そもそも学制では全国を7大学区(当初は8大学区)に分け、それぞれに大学本部督学局を設けることになっていた。そのうえで地方官と督学局が相互に協議して地方の教育行政を運営することが想定

されていた。しかし実際には、明治5年10月に第一大学区督学局が東京府に設置されただけで、その後はすべての大学区を統合した合併督学局一局を置くだけとなり、学制が計画していた大学督学局は廃止された。『長野県教育史』[1978]は、大学区が地方教育行政機関としての機能を喪失したことが、教育行政における地方長官の役割を大ならしめたと指摘している(同書 pp.268-269)。

注16 当時の地方官僚機構に関する階級制は明治4年10月の太政官達「府県管制」と同年11月の太政官達「県治条例」によって規定され、地方長官の具体的身分あるいは格付は府と県とは微妙に違っていた。県の場合で言えば、令-権令-参事-権参事の各ランクがあり、トップが令であるか権令あるか、あるいは参事であるか権参事であるかは県によって区々だった。行政トップが権令である県もあれば、参事が県の最高責任者であるケースもあった。はじめは県の最高責任者が権参事であっても、同一人物がそのまま参事-権令と昇進することで行政官としての呼称が変わるケースはかなりあった。

注17 そのような理解を代表する著作として、まずは大島前掲書があげられる。

注18 その事例のひとつとして例えば、滋賀県令のケースがある。すなわち、「滋賀県令松田道之は、中央から送付してくる租税察改正局日報を自身で最初に読み、それを専門の掛員にまわす時、この指令は重要であるとして『地券掛宜熟閱』などと記して県令印を押し付けた付箋を貼りつけていた。これはこの種の法令に限ったことではなく、またどの府県でもそうであつたらしい。それゆえ、たとえ自身で立法の起草に当たらなくとも、きわめて強くこれに関与し、指導して、盲判ではない。その結果、ここに彼の特性が出てくるわけである」(福島正夫編『「家」制度の研究』[1959]pp.6-7)との証言がある。

注19 「郷学校」とは基本的に小学校を意味するが、当初は地域によって「郷学」「郷校」など様々な呼称で呼ばれていた。筑摩県では「小校」の呼称が用いられており、小校には学校番号を付して「筑摩県管内第～番小校」との名称が使われていた。その番号を県が各小校へ通達し番号請書を提出させる、という方式をとっていた(『長野県教育史』[1978]p.241)。

注20 『信飛新聞』第1号(明治5年10月)は、「先頃県庁ヨリ学校創立ノ命アリシニ一般厚キ上意ヲ体シ競フテ其事ニ周旋シ当時既ニ県学一ヶ所小学校五十八ヶ所ニ及ヒ何レモ生徒日々増加セリ校費トシテ献納スル金員二万四千余両米三十七石ナリ」と伝えている。なお、学制発布前後に筑摩県にあった学校の数については、学制発布時に百数十だったとする見解や70~80校とする見解などがあり、確たる数字は掴めない。

注21 第十七番中学変則学校の名称については、「開智学校変則中学校」「松本中学校」「筑摩県中学校」「第十七番中学校」など、史料によって様々な呼称が使われている。生徒募集の布達にある入学願書雛形では「第十七番中学変則学校」とされているため、ここではその呼称を用いた。以上、『長

- 野県教育史』[1978]p.634参照。
- ^{注22} 原史料の『文部省年報』には、学齢児童数と就学児童数が男女別に報告されているが、就学率における男女の格差については本論の主題ではないので、ここでは男女平均の就学率のみを掲載した。
- ^{注23} 明治10年時点で、就学率の最高は大阪府の67.1%、最低は青森県の22.6%だった。就学率が高かったのは大阪府のほかは東京府・長野県・石川県・岐阜県・群馬県であり、いずれも55%を越えている。逆に30%に達していなかったのは、青森県のほか鹿児島県・和歌山県・広島県・秋田県である(以上、明治10年『文部省年報』による)。
- ^{注24} 当時の就学率については、就学をどう定義していたか、あるいは調査の精度も含め、実態とは多少のずれがある可能性は十分にある。例えば、当時の長野県(2番目の「長野県」)が「児童七才ヨリ十二才迄学就不就のもの」を調査するよう区長を通じて指示したにもかかわらず、出張所では「村内六才より拾五歳迄之者至急取調」べるよう村々へ通達する実態があった。また、当時の長野県で学区取締が集まった会議で、「学区就否之義、職業之余暇ヲ以入校セシ者、年分何十日以上ヲ就トシ何十日以下ヲ否トスル等一定ニ取計致度事」と、就学の定義を明確にする決議をしたのに対し、県当局は、仕事の合間に通学する者については登校日数がどうあれ就学として扱うように指示を出しているのである。しかし、そのような事情はありながらも、当時の記録から就学状況の大まかな動向を知ることとは十分に可能であろう。
- ^{注25} 永山権令他による巡回の記録である『説論要略』による。
- ^{注26} 文部省からの委託金の半分を筑摩県が不就学者への補助金に充てることが可能だったのは、なによりも住民が負担する学校資金が相当の額に達していたからであり、その結果、種々の費用について「委託金ヲ仰カスシテ足ル」という財政状況になった。
- ^{注27} それまで筑摩県に属していた飛騨国の高山地方はこのとき、岐阜県に編入された。
- ^{注28} 県庁所在地問題は、信州全土からみて長野町があまりにも北偏の位置にあることが発端だが、より直接的には、合併直前に筑摩県の県庁が焼失したことが起点になっている。明治9(1876)年6月19日未明、筑摩県庁から出火し朝7時までには県庁は全焼した。現在まで出火の原因は不明のままだが、放火事件として扱われ容疑者も逮捕されたことから、当時は巷間、次のように言われていた。すなわち、筑摩県と長野県が合併するようだと噂を耳にした上田町のある住民(士族)が、松本城二の丸にある筑摩県庁が使えなくなれば、新たに統合されてできる県の県庁所在地は上田になるだろうと考えた。常識的には、県庁所在地は県の中央部に置かれることになるだろうから、松本か上田のどちらかになるはずだ。ならば、松本の筑摩県庁を消滅させれば、自動的に上田が新たな県の県庁所在地になるだろう。このように考え、松本の住民2人を誘って放火した、というのである。このとき、3人ともに逮捕されたが、最終的に3人は

釈放されている。

- 県庁所在地問題をめぐっては、新県庁の有力候補であったはずの筑摩県庁が焼失したという事情もあり、統合された長野県の県庁は、県全体から見れば北に偏っているにもかかわらず、長野町に置かれることになった、と考えるのが自然であろう。この後、旧筑摩県側の住民を中心とした激しい移庁・分県運動が、いくつかのヤマ場をつくりながら継続的に展開する。長野県会と戦後の県議会には4度にわたり移庁建議案が提出されたし、明治期には分県運動が功を奏し元老院が一旦は分県を認めたとにもかかわらず、内務省がそれを認めず分県が実現しないというひと幕もあった。また、県予算の審議とも絡み、松本町で県税滞納運動が起こったり騒擾事件も発生するなど、いくつかの事件をともなって移庁・分県運動は展開した。戦後になっても県議会の内外でこの運動は繰り返され、問題が昭和30年代後半まで持ち越された。長い間のこの運動と南北対立は、現代の長野県政にも陰を落としている。
- ^{注29} 学制発布時点で長野県では「百余カ所」の郷学校が設けられていたと言われ(『長野県教育史』[1978]p.230)、同時期に筑摩県では「百数十校」とされている(同 p.326)。
- ^{注30} 統合直後の教育行政の展開については、主として『長野県教育史』[1978]および『学制百年史』、『学制百二十年史』に依拠した。
- ^{注31} この記事は筆禍事件として扱われ、明治8年12月2日に松本裁判所が『信飛新聞』の編集人に対し禁獄1ヶ月・罰金5円の判決を言い渡している(宮武前掲書 pp.225-226)。

文献

- 石井寛治『大系日本の歴史12』(小学館、1989年)
大蔵省編『明治大正財政史』第十三巻(財政経済学会、1939年)
大島美津子『明治国家と地域社会』(岩波書店、1994年)
遠山茂樹『明治維新』(岩波全書、1979年)
長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第一巻総説編一(長野県教育史刊行会、1978年)
長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第七巻史料編一(長野県教育史刊行会、1972年)
長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第九巻総説編三(長野県教育史刊行会、1974年)
長野県史刊行会編『長野県史』通史編第七巻近代一(長野県史刊行会、1989年)
福島正夫編『「家」制度の研究』資料編一、(東京大学出版会、1959年)
松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、2001年)
『法令全書』(明治元年)
『法令全書』(明治4年)
『法令全書』(明治5年)
宮武外骨『府藩県制史』(名取書店、1941年)
文部省編『学制百年史 記述編』(文部省編、1972年)
文部省編『学制百年史 資料編』(文部省編、1972年)

年)

文部省編『学制百二十年史』(ぎょうせい、1992年)

立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書—』

(吉川弘文館、1965年)